

2009年7月24日

第3回著作権分科会法制問題小委員会における意見骨子

(財) デジタルコンテンツ協会
法的環境整備委員会
委員長 大橋正春

1. はじめに

(1) 財団法人デジタルコンテンツ協会 (DCAJ)

- 設立： 平成13年(2001年)4月1日
- 所管： 経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課
- 目的： 情報化社会をリードする良質なデジタルコンテンツの制作、流通、利活用を推進することにより、これに係わる産業の健全な発展を促すとともに、文化の向上と心豊かな国民生活の実現及び国際貢献に資する
- 会員： コンテンツの制作者、流通事業者、視聴機器メーカー等

(2) 法的環境整備委員会

- 設置： 平成14年(2002年)4月1日
- 委員： 産、学、法曹の各界有識者で構成
 - ： 産業界委員は、DCAJ 会員(制作者、流通事業者、視聴機器メーカー)より募集
 - ： 学界及び法曹界委員は、大陸法、英米法のバランスを考慮
- 趣旨： コンテンツの制作、流通、利活用を支える法的基盤のあり方について、様々な立場の意見を交換する(統一見解に至ることが目的ではない)

2. 権利制限一般規定に対する本委員会の取組み

- 経過： 平成20年(2008年)2月29日 委員会主催シンポジウム開催
 - ： 参加者アンケートにおいて、権利制限一般規定に関する意見多数
 - ： 平成20年度の調査研究テーマとして選定
- 検討： 平成20年(2008年)7月～平成21年(2009年)3月 計7回の委員会を開催
 - ： 検討事項ごとに、委員による発表と自由な意見交換
 - ： 権利制限一般規定の必要性、米国の現状、ドイツにおける議論の現状、日本における動向、理念と要件、立法の形式、総括
- 結果： 権利制限一般規定導入の是非について、委員会としての結論を得るには至らなかったが、(DCAJを含む)様々な関係者の意思決定に必要と考えられ得る情報等を整理
 - ※詳細は報告書参照。
- 報告： 担当者の責任において執筆寄稿。
- 配布： 制作者、流通事業者、視聴機器メーカー等(法務、ビジネス企画等)、研究機関 他

3. 意見

(1) 問題の所在

- 形式的に侵害となる利用行為の存在
- 萎縮効果（従来、黙示的あるいは共通の認識として侵害行為にあたらなないと考えられていた利用行為について、コンプライアンスを重視するあまり躊躇する傾向）

(2) 萎縮効果への対応の方向性

- 権利制限一般規定の導入によらない対応（権利濫用、信義則）
- 権利制限一般規定の導入による対応

(3) 権利制限一般規定の導入を検討する際の留意点

- 権利制限一般規定を有しない国の状況（米国ではフェアユース規定で処理されている問題を、同様規定を有しない国ではどのように処理しているか、それらの国では一般規定の必要性が叫ばれているか）

- 憲法上の問題（第 29 条 2 項、第 29 条 3 項）

- 第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

- 著作権法の目的との整合性

- 第 1 条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

- 導入する場合の理論的根拠（衡平法に代わる根拠）

- 現行の個別制限規定との関係

- 実効性の確保（判例集積には一定の年月、判例集積以外の具体化策）

(4) 今後の議論について

- より広く、深い理論的な検討

以 上